

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議保存樹小委員会
- 2 開催日時 令和3年7月19日(月) 16時00分から
18時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎6階会議室601
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 小田倉康家, 安昌美, 沼田佳三, 稲石将人, 時沢義明,
近藤禎二, 川上脩
 - (2) 執行機関 上田航, 菅本智克, 足立孝之, 高倉恭佑
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 委員長及び副委員長の選任について(公開)
 - (2) 保存樹指定候補樹木の調査結果について(非公開)
 - (3) その他(市からの報告事項)(公開)
- 6 非公開の理由
水戸市情報公開条例第7条第2号に該当する内容についての審議であるため。
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市緑化推進会議保存樹小委員会次第
 - (2) 保存樹等現地調査資料
 - (3) 附属機関委員名簿
 - (4) 席次表

9 発言の内容

執行機関

定刻となりましたので、ただ今より水戸市緑化推進会議保存樹小委員会を開催いたします。

本日の司会進行を担当いたします、私、公園緑地課緑化係長の足立と申します。よろしくお願いいたします。

本日の小委員会の出席者は7名で、委員7名全員が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本小委員会が成立することを御報告申し上げます。

まず、本日お配りしている資料を確認させていただきます。お手元の資料を御確認ください。まず、本日の「小委員会次第」、次に「水戸市緑化推進会議条例」、次に「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」、最後に「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例規則」以上の資料を配布させていただいております。もし資料が不足していた場合は、執行機関までお申し付けください。

なお、本日の小委員会の進行につきましては、小委員会次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは本委員会の開催にあたりまして、公園緑地課課長補佐の菅本より御挨拶申し上げます。

(公園緑地課長補佐より挨拶)

執行機関

続きまして、議題に入らせていただきます。本来であれば、ここで、水戸市緑化推進会議条例第6条第1項に基づき、小委員会委員長に議長を務めていただくのですが、今回は保存樹小委員会委員を新たに指名させていただいたため、委員長及び副委員長が不在となっております。新委員長が選出されますまで暫時、執行機関で進行をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず、「議案第1号」、委員長及び副委員長の選任を行いたいと思います。選任に当たりましては、条例第7条第4項の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「執行機関で案があれば」との声あり)

執行機関

ただ今、執行機関案があればというお話がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

執行機関

ありがとうございます。それでは、執行機関案としてですが、委員長を____様、副委員長を____様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

執行機関

ありがとうございます。それでは____様、____様よろしくお願ひいたします。
____委員、____委員には、委員長席、副委員長席にお移りいただきたいと思ひます。

本日の保存樹小委員会は「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき公開とさせていただきますので御承知おきください。

また、同規程第7条により会議録を作成することとなっており、附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。____委員長には、後程、署名人2名を選出していただきたいと思ひます。

それでは、これからの議事進行につきましては、条例第6条第1項に基づき、委員長が行うこととなりますので、____委員長に、議長として議事の進行をお願いいたします。

議長

はい。不慣れですが、よろしくお願ひいたします。それでは今説明のありました、附属機関公開の制度によって、会議録を公表することですので、会議録に署名を行う署名人2名を指名させていただきます。____委員及び____委員をお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ありがとうございます。

それでは、お手元の会議次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

議案第2号「保存樹指定候補樹木の調査結果について」、審議をしまいらたいと思ひます。

まず、1本目の木葉下町____様宅のイチョウについてですが、保存樹として指

定するに当たり、皆様から御意見をいただきたいと思ひます。

現地調査の際に配られた調査資料の①ですが、幹周が3.4m。それから樹高が20mとありますが特に変更はないですか。

(「変更ありません」との声あり)

議長

先ほど配られた水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例規則」の項目に従って進めていきます。そうすると保存樹の条件がですね、1から4までのどれか一つに当てはまればいいわけですから、まず1.5メートルの高さでの幹の周囲1.2メートルはありますね。高さが10メートル以上あります。株立ちについて、これは株立ちではありません。それから枝葉の面積というのは分かりませんが項目は満たしておりますね。(現在)保存樹は200本くらいですかね。

執行機関

現在172本です。

議長

172本ですね。この周りにシュロの木とか色々な木があつてうっそうとしていましたね。裏山という形ですかね。管理されているとかそういった全体的な要素とかがどうだろうか。景観という観点から見ると。

執行機関

木だけで見たときはどうだったでしょうか。うっそうとした中にあるなかでもこの一本を木だけで見たときは、それなりのものだったでしょうか。

___委員

そういう感じでしたよね。皆さんも同じ意見だと思います。

執行機関

周りの全体の森のうっそう感とか風景感で見ってしまうと、おそらくなかなか保存樹として指定が難しい木というのは実は市内にたくさんあるので、やはりそのへんをどう整理するのかということが、今後の課題になると思ひれます。

今回、次に審議していただく、上国井にあつたイチョウの木のような、庭先にちゃんとした木があるというのは逆に珍しい話ですので。

議長

ここはその近くに（申請していない）別のイチョウの木もありましたね。その間に（申請していた）カシがありましたね。

執行機関

1 から 4 まで条件は満たしていますが、そのあとにある健全でかつ樹容が美観風致上特に優れているというところになってくるかどうかとうところでしょうか。

議長

そこのところが一番ですね。ここのところで皆さんも疑念が生じておりますね。

執行機関

一昨年内原の神社の木を見に行きました。あの木と比較としていかがでしょうか。

議長

あそこはあの木だけが立派でしたね。

執行機関

特別すごい木というイメージはありましたが、周りのうっそう感はどうか。

議長

神社でしたからね。今回は民間の方の敷地にある木ですから（比較は難しいです）。

執行機関

一昨年行った上大野の木と比較してはいかがですか。

議長

あそこよりやぶとなっていましたね。

執行機関

保存樹に指定する以上、不特定多数の市民が見に行っているところも

あるので、そういった環境になっていないということですか。

___委員

勝手には入りづらいですよ。外からも見えないです。

___委員

見に行くのに屋敷を通らないと行けないですからね。

___委員

通常は門扉が開いているらしいけど、今日は閉まっていたからね。

議長

みんなが見られる形ではないですよ。そういうところを考えると特に優れているとは考えにくいですね。

それでは難しいという話でいいですか。

___委員

もう少し周囲に何かないと難しいですね。別な方から行ける道とかができない限り。

執行機関

市民の方が、見に行くことができる環境になっていない現状をどう見るかということですよ。

例えば後ろの木とかがうっそうと生えているものが、管理されている状態であればよろしいのでしょうか。

___委員

単独で見たときに優れていますというのは「そうですね」ということだけど、「じゃあ指定しましょうか」と言われたときに、指定する条件として根元部分から生えているシュロとかそういうのは、保存樹の木にとって決していいものではないし、景観を害しているから切った方がいいと思います。切れるというなら指定してもいいんじゃないですか。

一般の市民の人が見に行けないというのはなんかちょっと解せないといえますか。例えば市報とかでもいいですけど、そういうものでちゃんと情報をオープンにして構わないというのであれば、その人の許可を取れば、見に行きたい人は前もってアポを取ってくださいとはなり得るでしょうけど。ただそれと選定す

るということは関係ありそうでなさそうでどうなのかなと。

「いや、入ってもらっちゃ困るんだよ」となるのであれば、ちょっと指定できませんねという形になるのでしょうか、その確認が取れば僕は指定する方向でもいいんじゃないかとは思うのですけれども。

___委員

もう一つ言うとそれを特に保存しているというような、周りのシュロを切っておくとか、ケヤキが細いんだけど枝は結構上までできていましたからああいうのを切って保存樹の努力をしているとかであれば場合によってはいいのか分からないけども、今のままではこのままでいいですよとは言えないです。

___委員

今、___委員がおっしゃったケヤキというのもさっきのシュロと同じことですよね。周りの生育を害している、景観を害しているというものに該当する。

執行機関

そうしますと、今回の提案としては不特定多数の市民が行けるようにすることや、周りの雑木をきちんと整理するといった条件が、改善された場合に認定しますという条件付き認定ということでしょうか。

議長

条件付き認定ではなくて、今のようなことがまだ満たされていないので、今回は難しいということでもいいのではないですか。

2年3年して改善されたというのであれば指定すればいいですからね。

___委員

そのほうがいいですね。

___委員

認定されちゃったら（剪定等を）やらないかもしれないですからね。

___委員

スギやヒノキの倒木もありましたから、その辺の撤去もやはり必要ですからね。

議長

水戸市の保存樹と言うのはシンボルとなってくるものですからね。
今回は不適ということでもいいですか。

(「異議なし」との声あり)

___委員

(2本目の同じ木葉下町___様所有の)カシの木も同じですかね。

議長

カシも同じでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ありがとうございます。次に、上国井町の___様所有の、私の同じ名前の___
なのですが別の方ですね。

今日配布の調査資料の③ですが、樹種がカシとなっておりますが、こちらはイ
チョウの間違いですね。それから樹高が20mとなっておりますが、14mくらい
ですね。訂正しておいてください。

執行機関

失礼しました。

議長

それから幹周が2.7m。これは問題ないですね。ということでイチョウとい
うことですね。手入れされている方がいて現地で説明を受けました。

___委員

話を伺うとまさに保存樹の鑑みたいだなど、地域のみんなですでに保存を始
めているという感じでしたから。これはこれでもう保存樹に指定していいと思
うんですよ。

___委員

いいんじゃないかと思います。

___委員

立派な整備計画を持っていますしね。

___委員

頭を切ったって話がありましたね。出来れば頭を切らないで大きくなっていくのであればとても価値があるのですがね。樹形を多分。普通大きなイチョウはこういう形じゃないですよ。頭が尖りますからね。頭を切っちゃうと樹幹が出ないのですかね。

でも保存樹としては一生懸命管理しておりますから。賛成です。

議長

どうですか。保存されているってことで。ちょっと問題点はあるでしょうけど。

___委員

それはそれでそういう剪定方法で管理されているということですからね。

___委員

いいと思いますね。森林湖沼税も使って一生懸命やっていますし。

議長

それでは保存樹として指定するという事によろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ありがとうございます。最後に、Gコート梅香の2箇所あって、今度はですね保存樹林地として良好な自然環境ということなんです。面積が500平方メートルはありますね。ただあそこの地区は風致地区というのですか。都市計画上の。2つのエリアがあるんですけども。Gコートは62世帯でできれば指定してもらいたいとの意向があつて申請があつたとの話ですね。どうでしょうか。

___委員

今までの樹林地指定箇所は172箇所でしたっけ。

執行機関

172は保存樹の数です。

議長

樹林地はいくつありますか。

執行機関

大体（所有者の数でいうと）140～150箇所です。

議長

しばらく保存樹林地の申請はなかったので今までの指定基準は分からないですね。

執行機関

これまでは、保存樹林地と言われるものは1つの木が森になっているというもありますけども、どちらかという雑木林など、なんでもありの緑地帯を指定した経緯はあります。ただそういったイメージとこれとは違うのかなという思いはあるのですけども、ただやっぱり保存をしなければいけない樹林地を考えたときに、その取り扱いをもう少し具体的に検討する必要があると思われま

___委員

水戸市はハザードマップでは、急な崖か何かで、崖崩れか何かの指定地になってはいませんか。

執行機関

指定されていると思われま

___委員

保存というのと手入れですね。崖崩れとかの心配があると手入れで切ったりとかが難しくなりますからね。そういうことに対する保存のしていき方をどう考えればいいか。確かにコンクリートの崖よりは緑の木の方が見た目にはいいですが、孟宗竹でね。ケヤキが何本か大きいのはあるんですが。

執行機関

市内の保存樹林地帯と言われているところで、適正に管理されている樹林地帯はあまり無いです。保存樹についても今日見てきた国田のイチョウのようにしっかりと管理されているのは稀で、ほぼほぼ育ちっぱなしです。

議長

樹林地で保存するというのは難しいですね。

執行機関

ここは風致地区であり、既に緑を保存する地区となっておりますので、保存樹林の認定をしなくても維持する必要がある地区です。

議長

そういうところにあえて保存樹の指定が必要なのかというところですね。

執行機関

例えば風致地区ですが樹林地としている事例はあります。
千波神社とか徳川ミュージアムとか。

___委員

あとは周りから見ると確かにいいんですよね。今日も案内してもらったように。通行人にとってはいいんですけど。中の住民にとってはさほどじゃないんです。今回は管理会社の方が意思を統一して持ってきたとの話ですけども中にはあまり積極的でない人もいますようですね。

___委員

管理会社はしたいけども、中の居住者は一応同意したってことなんでしょう。

執行機関

住んでいる方でもいろいろ意見が分かれていて、やはり昨今の地すべり等の災害が起きている状況を踏まえて、やはりそういったものを守るための樹林は必要だろうという意見と、やはりこういった場所に景観を求めて買ったというところもあって、高木や竹があるのは何とかしてもらいたいという意見もあつたと聞いております。管理会社としては前者の意見で話をしているということでした。

議長

中の住民からすると5階建ての建物があって、3階くらいまでが木で見えづらくなっているの。それを下げてほしい、短くしてほしいということだと思っております。

執行機関

裸地にしてしまうということでなければ、適切に維持管理する中で剪定をした結果そうになってしまうことは、やむを得ないと考えます。

風致地区だからとか、保存樹林地に指定されたからといって木を切ってはいけないと勘違いしている人がたくさんいてトラブルになることがあります。そうではなくて、きちんと適切に維持管理するのが所有者の役目です。やってはいけないのは軒並み伐採して裸地にしてしまうことなどです。

議長

風致地区を指定したところから情報が出ないということを管理会社は言っていましたね。

執行機関

皆様情報が来てないとか、そういう言い方をされます。

___委員

あそこに生えてる大きなケヤキがね。大風かなにかでグラグラ動いたり何かした場合には対応は結構大変ですよ。あの1本の木を切るのに多分100万では切れませんから。200万以上はかかりますよ。機械を持ち込んで下に倒さないようにクレーンで釣り上げたまま切っていくないと切れないですよ。

議長

その地区の木を切るのはその管理会社がやるんですよ。

執行機関

はい。

___委員

費用の請求は来ないですよ。保存樹に指定して。

執行機関

市が指定すると市が管理してくれると勘違いしている人がいます。先ほどのとおりきちんと適切に維持管理するのは所有者の役目となります。保存樹同様、保存樹林地でも指定されれば1㎡あたりでいくらかの報償費は出ますが、その報償費だけで維持管理ができるものではないと思われます。

___委員

やっぱり保存樹とか保存樹林とか言葉の持つる響きが分かりにくいですね。説明を受ければ分かるのですが。最初は言葉を聞いたとき僕なんかでも勘違いしていましたね。

執行機関

保存樹と言っているのです、保存しなくちゃいけないので何も手を付けてはいけないと思っている方が中にはいらっしゃいます。

___委員

最初は市の天然記念物みたいなものと同等に聞こえちゃったのですよね。市が指定しているんだという。そうじゃなくて基本的にはこっち（所有者）から申請して指定があつて。その指定というのはちゃんとやってくれてますねという褒賞の意味だという訳ですよね。だけどその説明を受けるまではそういう捉え方をしなかったです。保存樹ってそういうもんだと思いました。だからきっと皆さんもそういう風に聞こえているのでしょうか。

___委員

指定されたらどんな補助が出るのですか。（水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則）第7条に条例第9条に規定する費用は次の各号に掲げるとおりとするがありますが。

執行機関

予算の範囲内ですが、例えば保存樹ですごく調子が悪くなった木を樹木医さんに診てもらったり、適切に薬注をするといった費用は市でも対応します。

議長

それは何条のどこに書いてありますか。

執行機関

水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則第7条の助成です。

___委員

例えば斜面が割れてて柵を作りたいとかは。

執行機関

それはあくまでも所有者でやっていただきます。

___委員

その他の管理に要する費用には伐採なんかは入っていますか。

支柱や柵などよりも一番かかるものですが。樹木が倒れないように管理するという意味で。

執行機関

入っておりません。

___委員

立ち会った管理会社の方の話だとあまりどうやったらいいか分からない。色々と助言を聞きたいみたいな。そういうニュアンスでしたよね。

___委員

崖崩れが起きたら大変ですからね。

議長

保存樹となると市民に親しまれているというところが評価には入りますね。ただあそこは中まで入りづらいですよ。

___委員

入りづらいですね。特に千波湖の南斜面の林は段差になっているので。

___委員

奨励金はいくらになりますか。

執行機関

確認します。

議長

奨励金は何に使ってくださいとかそういうのはあるのですか。

執行機関

奨励金は管理費用の一部にしてくださいと伝えております。

先ほどのご質問の奨励金についてなのですが、保存樹の場合は1本につき年額3,000円。保存樹林地は10平方メートルにつき年額75円なので今回のGコート申請の場合ですと21,000円程度が奨励金として市から支払われる形となります。

___委員

今年度より（小委員会に）参加させていただいているのですが、（現地調査で）最後に回った竹林の部分に関しては、先ほど___副委員長からもお話があったようにケヤキとか立派な木は結構あったのですが、ただ同じくお話があったとおり、ハザードマップで土砂災害が想定される場所を、保存樹（林）で指定していいのか。正直言って見た感じ危険な場所かなというような。逆に手を加えないと今後何か起こりえるようなかなりの急斜面で、かつ、マンションの下の方ですかね。陸橋の下の所から水も出ていましたし、落ち葉が堆積してそれをフェンスとか堰とかで押さえてられましたけども、押さえてたようなエリアを保存樹（林）のエリアとして指定していいのか。樹木的なものは確かに立派なのですが、エリアという括りで考えると、それが適切なのかどうかというのはちょっと私にはどういう方向なのかが分からない部分があって。危険個所に立派な木がありますよと。木は立派なので保存樹なのですが、ただエリア的に緑地として指定していいのか。個人としてではなく水戸市としてですよ。それがちょっと複雑なところで見てました。

他の今までの樹林地に関してはそういったハザードマップとか災害とかと関連づけられるような所は除かれているのか。そういうような事例はありますか。

執行機関

これまでの認定において、そうした視点の議論はありませんでした。今回初めてそうした話がありましたので、申請地が土砂災害警戒区域なのか特別緑地保全地区なのか、風致地区なのかを確認した上で、同じような条件の地区でも指定しているのかということを確認します。もし同様の事例があったときの対応についてを確認させていただきたいです。

議長

今出たように、水戸は台地があって、いわゆる危ない崖になっている所ですよ。あのようなところが至る所にあつてその間に色々な木があつて、崖崩れとかを支えているところはあるので。あそこをエリアとして、保存樹林として指定する必要はなくて、風致地区という別の指定があるのですから。風致地区というのは外から見たときに環境が守られているというものですから、それで充分なの

じゃないのかと思っちゃうんですね。それ以上何を望んでいるのかと。

執行機関

茨大下の森については、特別緑地保全地区指定されていますが、一部保存樹林地として指定されていると思われます。そのためそうした理由で認定しないことについて、申請者の理解を得ることは難しいと思われます。そうした地区において、既に保存樹林地で看板があるところを見ている人たちがいるので、認定しないこと理由については精査が必要と考えます。

議長

すると茨大下のところも看板は立っているのですか。

執行機関

立っています。

____委員

法務局下の法面改修場所は関係ありますか。

執行機関

当該地も特別緑地保全地区なので国の方で許可申請を提出し、緑化をするということとなっております。

国の事業であり、同様の対応を民間の方が実施することは相当困難であると思われます。

____委員

今日見たところ特に南の道路の下は、どなたかともお話ししたと思うのですが、大雨降って対応が間に合わないと、そのまま崩れて流されちゃうのかなと思うのも正直ありましたから、そういうものを考慮すべきなのかどうか分からないのですが。それを度外視で考えるのであれば保存樹として指定してもいいような規格の木は十分ありましたので。

執行機関

保存樹としての指定ではなくて保存樹林地としての指定なので、あまり1本の木を見て指定に値するかしないかというよりも全体を見てどうかというところで御判断いただきたいです。

___委員

正直全体を見ると、保存樹林地というよりも法面保護地というような。ましてや最後のところは上にマンションがあって、県が施工した土留めがあってそこからどんどん堆積した落ち葉などが溜まっているようなので。

執行機関

県が施工した構造物があるとなると、土砂災害警戒区域よりも一つ上のランクの区域になっているかもしれないです。

___委員

下の状況を見ると住民の方も意見が割れるということが分かりますね。法面は大丈夫なのかというのもありますし、景観が気になるということもありますよ。何をどこで棲み分けするのかというところが。

___委員

全く分かりませんね。元々多分大きい道路に面している方は、あの斜面はもっと緑が続いていたのではないかと思います。近くに建物がありましたよね。あの後ろ何かは削って崖がまっさらになって、石を積んで立派になっていますので。

この（調査）資料を見ると登記の地番が真っ黒ですからね。ここ削ったところですよ。道路に面している。だからGコートの下は斜面になっている訳ですが切れたところからは崖になっちゃっている訳ですから。削っているの。

___委員

そういったものを考慮して保存樹の認定をするのか、単に樹木を見て望ましいということで保存樹の指定をするのか、どこまでの視点で認定するのかが分からないです。

___委員

確かにあそこに緑があれば他と違いますからね。

___委員

ないともう視覚的にマンションが剥き出しになってしまいますし。

___委員

茨大の下と違って周りに家は並んでないですよ。下側に家はないものね。根

本的に違いますね。

議長

さっきの話のとおり良好な自然環境はあるのだけれども、法面の状態がどういのかで変わってきてしまうということですよね。

執行機関

確認しましたら土砂災害特別警戒に指定されているところなので、そもそも県が法面に対して対策はとっている地域のようなようです。ただ土砂災害特別警戒で保存樹林として登録していないかどうかについては調べないと分かりません。もしかしたら登録している地域があるかもしれません。

___委員

やっぱり最後は常識的に判断すべきではないですかね。あまり危ないところを樹林地とするのはちょっとというところがあります。

___委員

Gコート近くの斜面で見ると、トンネル方向にかけて紀州堀緑地という形で残っておりますよね。ここは保存樹や何かではないですよね。

議長

紀州堀緑地辺りも風致地区となっておりますよね。結局のところ土砂災害特別警戒区域に認定されているところの保存樹の扱いについてというところの検討が必要ですね。

執行機関

土砂災害特別警戒区域を確認したところ、水戸八幡宮や笠原神社も土砂災害特別警戒区域に指定されているので、やはり土砂災害特別警戒区域で保存樹林地の指定をしているところはあると思われます。

___委員

今回は全体がそうなのですか。全部が土砂災害特別警戒区域に入っているということですか。

執行機関

今回は申請してきたところ全部が入っています。

松本町あたりが土砂災害特別警戒区域となっているので恐らく特別緑地保全地区でも入っているところはあると思います。

___委員

それは単木（保存樹）ですか。

執行機関

樹林地です。

議長

要するに保存樹林に指定しているところは、土砂災害特別警戒区域に指定されているのですか。

執行機関

指定されているところはあると思いますが、具体的な場所については調べる必要があります。

議長

それだとやはり、暫し条件を検討ないし調査を要するとなると、今回ではなくて来年度以降もう一回出してもらおうということにすることだってできるのではないか。今回は資料が揃ってなかったということで。委員会でね。

執行機関

土砂災害特別警戒区域の中で特別緑地保全地区・保存樹林地に指定しているところはあります。茨大の下の家具屋さんがあるあたりの山側は土砂災害特別警戒区域になってますが、そこは保存樹林として指定されています。

___委員

あそこは綺麗に切られちゃった感じじゃなかったですか。

___委員

駐車場ができてますよね。学生のための。

___委員

そこは土砂災害の区域なのですか。

執行機関

曝井の滝の坂を降りて大通りを左行ってすぐくらいの所です。

___委員

附属中学校の下あたりですかね。一方通行の坂の下を降りたところの。

執行機関

そうです。さらに北見町の辺りも保存樹林地ではありますが、風致地区や特別緑地保全地区、土砂災害特別警戒区域となっています。

当時指定するときには、ここが特別緑地保全地区であるとか風致地区であるとか土砂災害特別警戒区域であるとかという視点ではなく、純粹に樹や樹林地を見て、相応しいものかで判断いただいております。今後そういう視点も入れていく必要性については、今回の件で検討する必要があると思われます。今回の申請については、これまでの指定の件もありますので、その森をみて御判断いただいた方がよろしいのではと思います。

議長

そしたらこの条例を改正となるとまた時間かかりますよね。

___委員

必要かどうかも分からないですけども。

執行機関

そうした区域に含まれないことを条件にするのであれば条例の改正が必要になります。

議長

だからそういうことを含めてまた検討を要することができたということで先送りにするということも必要ではないのかなと思いますね。

だって土砂災害特別警戒区域とか特別緑地とか色々な法があつたって、我々委員会の方で分からない訳ですからね。

執行機関

あとは時期が指定した時より古いことが考えられます。土砂災害特別警戒区域の前に指定している可能性もあります。

議長

そういうのもありますよね。ハザードマップ自体が我々の身近に配布されて、一昨年の台風 19 号で浸水区域だっってもう一回見直して変わってきているので、その時代時代で課長の言ったように、堤防が嵩上げされて無くなりつつ、法面が保護されて変わりつつというのひょっとしてあるのかもしれないので。(保存樹林地の指定は) 大昔にそういうエリアの指定がなかった時代から始まっているとおもいますので、その辺も今後取り入れて、きちんと棲み分けをしていかないと。保存樹林地になったがゆえに工事ができないといったことも考えられるのかなという。

執行機関

土地の所有者が保存樹林地の解除申し込みをしてくれば可能です。

___委員

特別緑地保全地区はどこまでの範囲ですか。

執行機関

特別緑地保全地区というのが三の丸の下からちとせ橋の上に上がっていく坂の南側までの一体の斜面林のことです。

議長

それはどこが指定していますか。水戸市ですか。

執行機関

水戸市です。

議長

公園緑地課ですか。

執行機関

そうです。

議長

その情報がどうなのかというのも分からないですからね。そういうことを我々が学習したうえでないとそんな難しいことを審議できないです。そういう意味で先送りするしかないだろうと思うんですね。今回は。

そういうことでどうですか。回答することは難しいのですが。

執行機関

準備が間に合いませんという回答はできません。

議長

それはそうですね。

執行機関

各地区とこれまでの指定の関連性について十分な資料がない中で、今回の申請内容を御審議することが難しいのであれば、関係資料を整理して、改めて書面上といったやり方などで審議するといった方法もありますが、いかがでしょうか。

___委員

特にこの指定時期について検討してください。特別緑地として指定した時期と土砂災害特別警戒として指定した時期と。後から指定かどうかもありますからね。全て指定時期との関連で。今まで（保存樹林地として）指定された場所が既にそういう地区として指定されていたかどうか重要ですからね。

議長

そういうことで今回は判断できかねるという形ですね。

___委員

来年答えるとなると、相手方にとってはちょっときついなというところがありますので。ちょっと議論が広がっちゃうのですが、最近災害が多いですから、かつてはそういう土砂災害もあまり発生してなかったと思うのですが。最近の雨の降りかたとかを考えると、その辺の対策を要求しなくてはいけないとこの委員会でもいえると思うのですよね。なので、そのようなところである程度方針を決めておいて、後は委員長・副委員長で答えを決めてもらった方がいいと思うのですよね。どっちにするかですね。そうした方がいいのかなと。

執行機関

ポイントはやはり違う指定がある中で樹林地として指定しづらいということでしょうか。又は、その森自体が指定の土俵に上がっていない判断なのでしょうか。

議長

ここでの考え方ということですよ。

___委員

一方通行のところであればまだ（指定）してもいいのかもしれませんが、マンション下の所であると、あれだけ水が出ているのであれば、これから結局植物どうなっちゃうのだろうなというところがあります。

___委員

指定しっぱなしなのかと言われると大変ですからね。

___委員

一方通行側の所も綺麗にしてくれればという話ですよ。あれだけ草だらけではあんまりね。せめてフェンスの草だけでも取ってくれればいいだろうけど。

___委員

何の責任もなければ綺麗だからね。「よく保存しておいてくださいよ」くらいで済むならばいいけども。それより先まで話が進むようなことがあるならばちょっと躊躇しますよというところです。あれがコンクリートの崖よりはるかかに緑の崖の方が景観はいいですから。

___委員

万が一大きいケヤキの木が保存樹認定して倒れたときってこっちには何かあるんですか。

執行機関

特にございません。

___委員

責任が無いのならば。

執行機関

ただあくまでも個人の土地でも、そういった指定されていれば、緊急避難的に行政が真っ先に動くということはありません。

議長

それとさっきもいった土砂災害(特別警戒区域)の指定なんかが保存樹林地の指定前なのか後なのかで考え方が変わってきますからね。そこを整理しないといけないですね。

___委員

あと申請地が繋がっていないですよ。それもちよっと気になりますね。

議長

片方だけとはいかないですよ。

執行機関

あくまで面積要件を満たしていれば問題ありません。今回の申請ですとそれぞれの森で面積要件は満たしております。

___委員

樹林地の下にこんなに人家があるのは、茨大の下(特別緑地保全地区)ですね。ああいう崖下に人家というのがここにはないですからね。道路はありますけど。保存樹林地に指定されることによって安全性が高まっていくのであればいいのだけれども。

___委員

安全性から言ったらケヤキは切ってくださいよとの話ですよ。

___委員

いつ山の地すべりが起こるかというところが怖いですね。こないだ別の場所で地すべりがありましたし。

議長

___委員が言ったように、一方通行の部分に関して、私的にはケヤキは立派な木はあったので、樹林地というよりも木を対象にと思うのですが。そういったリスクとかを考えると、そもそもハザードマップに出てくるエリアなのでどうなのかなというところになってしまうのですが。

執行機関

今まで登録してきた樹林地と比べると、比較的適正に管理されていると思わ

れます。樹林地は管理が難しく、当時が良い状態でも10年、20年と経つとうっそうとした森になってしまうことが多いです。

___委員

樹林地の管理ですね。指定解除というのも難しいですよ。

議長

解除は市の方からはできないですよ。

執行機関

本人申請のみとなります。

___委員

樹林地の面積を整理しますと、調査資料は分かりやすくするために楕円形になっていますが、実際は現地で説明のあったとおりマンションの下の土地は真っすぐに切れて、一方通行側の大きなケヤキは場所外・地域外とおっしゃってました。それで2,800㎡ですよ。

執行機関

申請書上の面積はそうなります。一方通行側は筆が切れていて登記簿上の面積で積み上げられるのですが、マンションの下の部分方はマンションと一体的な敷地となっており、申請上の面積として申し上げたとおりとなります。一方通行側は、1,438㎡です。こちらは登記簿上の地積となります。申請上の面積から引くと南側も1,400㎡程度となります。

議長

面積要件は片方でも500㎡を超えていそうなので問題なさそうですね。後には何かありますか。景観・緑地はいいですよ。全体的にね。

___委員

景観と安全性で向こうがここを伐採して丈夫な崖にしたいというときには解除できるですよ。

執行機関

それは可能です。

また、こちらの土砂災害特別警戒ですが、赤く塗っているエリアなので、県の

方で対策済みです。

議長

県の審査は通っているということですか。

執行機関

県の方で土砂災害が起きないように構造物を作っている地区です。

議長

フェンスもそうですか。

執行機関

フェンスは違うと思います。法面の下できちんと補強をしていて、その周りをこの木が生い茂っているのだと思います。

___委員

そうすると保存樹林として指定しても安全ですよと。土砂災害特別警戒としての処置はしてあります。対応はしてあります。それであれば心配ないですね。

議長

でしたら保存樹林地として該当するとなってきますよね。

___委員

特別な理由がない限り、基本的に認めるということではないでしょうか。

執行機関

協同病院の下の崖も県で施工しています。同様のことをここもされております。

議長

でないと確かに道路にも面してますからね。先ほど話があった水が出ているということですね。そういう意味にまだ対策が不十分なんじゃないのかと思ったのですが。

そうすると条件をつけながら認めるということかあるいはそのまま認めるかということですね。

____委員

景観を害しているといった立派なケヤキはマンションの持ち物じゃないといっておりましたよね。

執行機関

それは門のお宅の法面のものですので、マンションでどうこうはできないと思われま。自分たちの敷地だけやりたいという話を聞いてますので、そこまでやりたいということではないと思われま。

議長

現地調査の際に近くにいた住民の方の話だと、3階の方とかはできれば切っしてほしいという方や、上の方は見えるかそのままがいいという。階によって当然木が邪魔になる方もいるとのことですね。

執行機関

一応申請書については、住民の中で作る管理組合の理事長の名前で申請いただいております。

議長

管理組合の理事長と今日説明した会社の人とは別人ですよ。

執行機関

そうです。

議長

できれば今日の説明は管理組合の理事長か副理事長に出てきてもらいたかったですね。所有者ですから。通常の管理は会社の方でいいですけども。

執行機関

まとめますと、樹林地自体は十分樹林地として認めていいのではないかとの思いは皆さまお持ちでいいということによろしいですか。

議長

いいと思います。先ほど____委員から指摘された水の部分が少し気になりますけど。

執行機関

法面である以上、地層によっては湧水は出るものですから、それはやむを得ないのかなとは思います。

議長

そうしますと、土砂災害以外やその他の問題以外で言えば、樹林地としては認めるという形でいいですかね。

___委員

竹林というのがすごく引かかるのですよ。管理人の方とも話したのですけど、どれくらい切ったらいいのですかとかそういう話の中で、古い竹を間引くようにしていったらいいのではないのですかとか、後は細く固まっているところとかは少し間引いて育てた方が健全に育ちますよとか。後育ちすぎてから間引くのは大変だからタケノコの内に頑張って、1か月くらいかけて蹴っ飛ばせばなくなっちゃうのですからとかそういう処理をした方がいいんじゃないのですかとか色々な話をしました。でも、そういうことを裏返すと、ちょっとそういうことを辞めたら、荒れていってしまう可能性があるのですよね。適切に管理してるから健全に育っているけども、放りっぱなしの竹林になっちゃったら、竹そのものが痛みがでてきちゃいますから。

___委員

竹は伸びるのが早いのですからね。1年間でどんどん成長しますから。

執行機関

維持管理しない前提で認定するしないではなく、ちゃんと管理してくれるということが前提ということですよ。現実としてはやらない人が大半になってしまっているのですけども。特に代が変わるとだめですね。そういうのはありますけど、とりあえずは維持管理してくれる前提なら問題ないと考えてよろしいでしょうか。

___委員

それなら大丈夫です。

___委員

今日行って見ましたらちゃんとやりましたよね。それなりに。よく分からな

いといいながらも。

___委員

今回のケースはその辺はちゃんとやってくれるというふうには言っていました。ですから大丈夫じゃないかなとは思いますが。

___委員

竹林は本当に荒れるのが早いということがありますからね。管理はしっかりやってもらわないといけませんね。

執行機関

委員の皆様から竹林は荒れるのがあつという間なので、それはきちんとやっていただきたいと御意見をいただいておりますので、そういうものを踏まえた上で認定しますと伝えます。

議長

そうですね。いわゆる条件付きという形ですね。

___委員

マンションの方ともお話したのですが、竹の根っこって浅いのですよね。樹木の間に割ってこないから。だから健全に育てていけば上から土を抑えてくれるのですが、荒らしちゃって根が弱ったりすると、鉄砲水みたいに水が流れてくると簡単に削れてしまうのですよね。だからほんとに荒らしてほしくないなと思いますね。法面に関しては。よく河川敷なんかで放りっぱなしの竹林とかありますよね。水害を防ぐ意味であるのでしょうけど、あんな調子の竹林だと逆に土を痛めちゃうよなという思いがどうしてもあるので。

議長

樹林地全体として7割くらい竹でしたよね。条件としてちゃんとやってくれるということができればということですよ。

___委員

是非これは組合の理事長か副理事長の、いわゆる雇われている管理人さんじゃなくて、所有者の方と話さないでだめです。

議長

ではそういう条件で認定するということですかね。それでよろしいですか。

___委員

適切な処理されていることを私は認めた上ですから。安全であるということ。を県の方がやっているということで。そうしないと保存や何かで崖崩れの場所を何で保存しといて切れないようにするのかとか、これを崩してコンクリートで施工した方が安全ではないかということがあった場合は申請を取り下げることができるというような。要するに景観か安全かといわれた場合には安全を取らなければいけないということを考えてください。で安全は今言った通り県の対応に則ってください。

議長

ではそういうことで認定するということでいいですか。

(「異議なし」との声あり)

執行機関

それでは委員長まとめていただいてもいいですか。

議長

それではまとめます。まず1番目のイチョウの木。こちらは今回は難しいということで。2番目のカシも同じですね。3番目のイチョウは保存樹として指定するというので。4番目の樹林地は条件としてちゃんと管理して、そして安全対策をしていくのならば認めるということで。

___委員

議題の___氏所有のというのは理事長のことでよろしいのですよね。

執行機関

そうです。

議長

ありがとうございます。最後に議案第3号「水戸市からの報告事項」ということで、執行機関より報告をお願いします。

執行機関

(公園緑地課長) それでは私の方から、今年度指定管理者に指定しました植物公園についてでございますが、おかげをもちまして無事リニューアルオープンをすることができました。

ゴールデンウィーク期間中の来客者は10,000人を超えたということで、2年前の同時期に比べ、約2倍のお客様にお越しいただいて、大変うれしいところでございます。

また、今年度から年間パスポートを1,000円で発売したわけですが、60歳以上は半額ということで、こちらの売れ行きが好調であり、6月時点で1,400枚弱ご購入いただいております。ただこれは今年だからいいのかもしれないので、これを維持していかなければいけないという重い責務もあります。

今後も益々皆様に来ていただくような、色々なイベントをしていきたいと考えておりますので是非お願いいたします。

議長

年間パスポートは今も発売しているのですか。

執行機関

毎日発売しております。年度切り替えではなく購入してから1年間有効です。

あともう一つ、カシノナガキクイムシというナラ枯れを起こす非常に質の悪い虫が、去年時点では水戸市だと森林公園には間違いなくいて、千波公園の少年の森にはいるかもしれないという話でしたが、今年に入って最近、県の林業組合の専門の方に診ていただきました。そうしましたらやはりいるということであり、既にナラ枯れを起こしている木があるということで対策を今年からとります。

対策というのは燻蒸処理や伐採して、範囲を拡大させないということになると思われま。いずれにしてももう専門家の人でないと対応できないため、関係機関と連携し至急動きたいと思っております。

議長

御報告ありがとうございます。では、以上で本日の議事はすべて終了ということで、執行機関へ進行をお返しします。

執行機関

____委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては長時間にわたり、現地視察並びに小委員会を実

施していただきましてありがとうございます。おかげさまで本日の小委員会を無事終えることが出来ました。

今回の審議の内容については、今後緑化推進会議へ報告させていただきます。次回の緑化推進会議の開催については、追って御連絡差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。